

関所手形

差し上げ申す一札の事

一女一人

右は当村半四郎妻、御領内原村親

与右衛門病氣に付き、対面に差し遣わし申し度存仕奉り候、これに依り

碓氷御関所相違無く御通し下し置かれ候様

願ひ上げ奉り候、この女に付き、六ヶ敷儀出来仕り候共、私共

罷り出で、申し置仕るべく候、後日のため、仍つて件の如し

五料村組頭

明和九年辰三月

平次郎

名主 五右衛門

同 金左衛門

碓氷御関所

御番頭中様

碓氷御関所手形

一札一人

右者當村半四郎妻御領内原村親
 与右衛門病氣に付き、対面に差し遣わし申し度存仕奉り候、これに依り
 碓氷御関所相違無く御通し下し置かれ候様
 願ひ上げ奉り候、この女に付き、六ヶ敷儀出来仕り候共、私共
 罷り出で、申し置仕るべく候、後日のため、仍つて件の如し

明和九年辰三月

五料村親

平次郎

名主

同 金左衛門

碓氷御関所

御番頭中様

この「女手形」は、五料村（現松井田町五料）半四郎の妻が原村（現松井田町原）へ病気の父と右衛門を見舞いに行く際に出されたものです。女性が関所を通過する場合には、女手形が必要でした。

碓氷関所は中山道松井田宿（松井田町松井田）と坂本宿（松井田町坂本）の間に設置され、通行の改めが行われていました。「入り鉄砲に出女」の取り締まりも厳しく行われ、東海道の箱根関所などとも江戸幕府にとって重要な関所でした。碓氷関所は天正18年（1590）に箕輪城主井伊直政が碓氷峠に設置したのが始まりで、文禄元年（1592）に横川村地内へ移されました。その後横川村北方の関長原に移りましたが、再び横川村へ移り警備も強化され、機能を発揮するのは元和9年（1623）からです。関所の管理は、安中藩が行っていました。

（参考資料）『群馬県史』通史編5 782～822頁